

産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県大仙市長野字新山92番地1

氏名 Takamitu株式会社

代表取締役 高橋 篤美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 平成28年6月13日

許可の有効年月日 平成33年6月12日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 破砕施設による中間処理
- イ 固化施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 破砕に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、(イ) 木くず、
- (ウ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、
- (エ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、
- (オ) がれき類 以上5品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 固化に係るもの

- (ア) ばいじん（石炭ボイラから排出されるものに限る。に限る。）
- 以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 大仙市下鶯野字遠藤65番38 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|------------|---------------------------|
| 平成13年6月13日 | 新規許可 |
| 平成18年6月13日 | 更新許可 |
| 平成23年6月13日 | 更新許可 |
| 平成28年6月13日 | 更新許可 |
| 平成30年5月9日 | 変更届出（氏名又は名称の変更） |
| 平成30年5月15日 | 書換交付（水銀使用製品産業廃棄物の取り扱いを記載） |

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
がれき類の破碎施設 (がれき類) (平成12年10月20日 設置) (平成13年3月21日 許可) (許可番号 使用届出)	250 t / 日	1	大仙市下鶯野字遠藤 65 番 38、65 番 39、60 番 4、60 番 5、60 番 6、60 番 2、60 番 3、65 番 6、65 番 7、66 番 6、66 番 8、66 番 9、66 番 16
がれき類の破碎施設 (がれき類) (平成15年2月17日 設置) (平成15年1月29日 許可) (許可番号 曲健-2917)	320 t / 日	1	大仙市下鶯野字遠藤60番2、60番3、60 番4、60番5、60番6、65番6、65番7、66 番6、66番8、66番9、66番16
木くずの破碎施設 (木くず) (平成16年7月8日 設置) (平成16年4月26日 許可) (許可番号 仙福環-479)	389.6 t / 日	1	大仙市下鶯野字遠藤 61 番 1、66 番 10、66 番 16、97 番
木くずの破碎施設 (木くず) (平成16年7月8日 設置) (平成16年4月26日 許可) (許可番号 仙福環-478)	16 t / 日	1	
廃プラスチック類・その他の破碎施 設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず) (平成17年5月27日 設置) (許可番号 許可対象外)	4.08 t / 日	1	大仙市下鶯野字遠藤 66 番 9、
コンクリート固型化施設 (ばいじん) (平成23年10月15日 設置) (許可番号 許可対象外)	80 t / 日	1	大仙市下鶯野字遠藤 66 番 17、65 番 69、99 番